

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

私は、昭和46年10月にA県で結婚し、47年2月に妻とB市に帰省した後、同年4月頃にC店を開業した時から、国民年金保険料は必ず妻と一緒に納付しており、申立期間に係る保険料についても、夫婦二人分を納付したにもかかわらず、妻の記録は納付済みとされ、私の記録のみが未納とされているのは事務的なミスだと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、C店を開業したとする昭和47年4月から国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、満60歳に到達して以降、現在まで国民年金に任意加入し、付加保険料を含む保険料を納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「C店は昭和47年4月開業当時から順調で収入も安定していた。申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分を納付したはずである。」と主張しているところ、夫婦の保険料納付日をオンライン記録により確認できる昭和59年度以降については、おおむね同日に納付していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、前記のとおり、申立人の申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、保険料と一緒に納付したとする申立人の妻の申立期間に係る保険料を納付しているにもかかわらず、申立人の申立期間の保険

料のみを納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和46年10月にA県で結婚し、47年2月に夫とB市に帰省した後、同年4月頃にC店を開業した時から、国民年金保険料について夫と二人分を一緒に納付してきた。店を開業してから、少しでも何かの支払いが遅れると店がつぶれてしまうという思いで、支払うべき納付書があるものに関しては全て納付してきたことから、申立期間の国民年金保険料について夫が納付済みであるにもかかわらず、私の記録のみが未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付している上、満60歳に到達して以降、現在まで国民年金に任意加入し、付加保険料を含む保険料を納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「C店は昭和47年4月開業当時から順調で収入も安定していた。国民年金保険料については、夫婦二人分を納付しており、どちらか一人だけ納付するという納め方はしていない。」と主張しているところ、夫婦の保険料納付日をオンライン記録により確認できる昭和59年度以降については、おおむね同日に納付していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された前

後の任意加入被保険者への払出日により、昭和48年4月から同年6月までの間と推認でき、当該払出時点では、申立人の申立期間の国民年金保険料は、現年度納付及び過年度納付のいずれでも納付することが可能であったところ、B市は、「国民年金の加入手続の際、現年度保険料及び過年度保険料のいずれについても納付勧奨をしていた。」、「過年度保険料の納付書は市役所窓口に備え付けていた。」と回答している。

加えて、前記のとおり、申立人の主張に不自然さが無いことを踏まえると、国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫の申立期間に係る保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の申立期間の保険料のみを納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年3月から同年8月までは16万円、同年9月から同年11月まで及び18年3月から20年2月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑤までに支給された賞与に係る記録については、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②は支給日を平成18年8月10日、標準賞与額を6万円、申立期間③は支給日を同年12月28日、標準賞与額を16万5,000円、申立期間④は支給日を19年8月10日、標準賞与額を16万5,000円、申立期間⑤は支給日を同年12月28日、標準賞与額を16万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月1日から20年3月1日まで  
② 平成18年8月（賞与）  
③ 平成18年12月（賞与）  
④ 平成19年8月（賞与）  
⑤ 平成19年12月（賞与）

私は、申立期間①から⑤までにおいてA社（現在は、B社）にC業務者として勤務していた。申立期間①から⑤までにおいて会社から支給された給与の明細書とねんきん定期便の内容に相違があるので調査

してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までの標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額、賞与支給額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年3月から同年10月までの期間及び18年3月から20年2月までの期間は、申立人が保管するA社の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、17年3月から同年8月までは16万円、同年9月、同年10月及び18年3月から20年2月までは17万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成17年11月の標準報酬月額については、申立人が給与支払明細書を保管していないことから、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できないものの、当該期間の前後の給与支払明細書により、同額の厚生年金保険料控除額が推認できることから、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「給与担当社員が退職の際にデータを消去したため、厚生年金保険料の控除が分かる資料が無い。」と回答しているが、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が当該期間について、長期間にわたり一致しないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年12月から18年2月までの標準報酬月額については、欠勤控除により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額より低

額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②から⑤までに係る標準賞与額については、申立人が保管する賞与明細書から、平成18年8月は標準賞与額6万円、同年12月は標準賞与額16万5,000円、19年8月は標準賞与額16万5,000円、同年12月は標準賞与額16万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑤までに係る賞与の支給日については、賞与明細書には日付の記載は無く、事業主は不明としているが、申立人の供述から、平成18年8月10日、同年12月28日、19年8月10日、同年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの、「給与担当社員が退職の際にデータを消去したため、厚生年金保険料の控除が分かる資料が無い。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月11日から50年12月25日まで  
② 昭和51年3月27日から52年3月1日まで  
③ 昭和52年4月1日から57年1月1日まで  
④ 昭和57年8月5日から59年2月1日まで  
⑤ 昭和59年9月10日から60年3月12日まで  
⑥ 平成10年12月頃から11年1月5日まで  
⑦ 平成11年7月26日から同年9月頃まで  
⑧ 平成14年10月17日から15年4月26日まで  
⑨ 平成19年2月26日から同年4月1日まで  
⑩ 平成19年8月21日から20年5月1日まで

私は、申立期間①から⑩までの期間について、それぞれの事業所において厚生年金保険に加入していた記憶があるにもかかわらず、加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、雇用保険の加入記録及びA社の元取締役の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の上記元取締役は、「A社は雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。従業員から厚生年金保険料は控除していない。従業員は国民年金に加入していたと思う。」と回答している上、オンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として届出していた形跡は見当たらない。

また、商業登記簿から、当該事業所は既に閉鎖されていることが確認できる上、事業主も死亡していることから、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた元上司の連絡先は不明であり、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録から、申立人は、当該期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑥及び⑦について、申立人の業務に関する記憶及びB社の回答から、申立人が申立期間頃、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の出勤簿、賃金台帳及び社会保険事務所（当時）に届出した書類の控えは、保存期間経過により既に廃棄しており確認できないが、総務担当記録によれば、入社は平成10年12月5日、厚生年金保険の資格取得日は11年1月5日、資格喪失日は同年7月26日となっている。社会保険に加入していない期間の厚生年金保険料は控除していないと思う。」と回答している上、当該総務担当記録は、申立人の当該事業所に係るオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日と一致していることが確認できる。

また、申立人は当時の上司及び同僚の名前の一部のみ記憶していることから、個人を特定することができず、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録から、申立人は、当該期間について国民年金に加入し、申立期間⑥は国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

申立期間⑧について、C社の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当社では、通常、従業員を採用すると雇用保険、厚生年金保険は同時に加入させているが、申立人の場合は、採用時に本人から、『雇用保険のみの加入で良い。』という希望があり、厚生年金保険に加入させなかった。当時の給料の支払明細を見ても厚生年金保険料は控除していない。」と回答している上、当該事業所から提出された申立期間に係る申立人の給料の支払明細では、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は当時の上司及び同僚の名前を記憶しておらず、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録から、申立人は、当該期間について国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除期間と記録されていることが確認でき

る。

申立期間⑨について、D社の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当社では、従業員は採用と同時に雇用保険に加入させているが、健康保険、厚生年金保険の加入は待機期間を1か月程度みているので、申立人の場合は、採用は平成19年2月26日であったが厚生年金保険の加入は同年4月1日としている。また、同年5月17日に退職しているので厚生年金保険料は同年4月分のみ控除している。」と回答している上、当該事業所から提出された出勤簿、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び健康保険・厚生年金保険資格取得確認通知書並びに同資格喪失確認通知書を見ると、当該事業所の回答と符合しているほか、これらの記録は、申立人の当該事業所に係るオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日と一致していることが確認できる。

また、申立人は当時の上司及び同僚の名前の一部のみ記憶していることから、個人を特定することができず、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録から、申立人は、当該期間について国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除期間と記録されていることが確認できる。

申立期間⑩について、E社の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、「退職時にもらった給料の金額の記憶は無いが、最初から最後まで雇用保険料は控除されていた記憶はあるものの、給料の明細書に厚生年金保険料は記入されていなかった。」と供述しているところ、当該事業所は、「当社では、季節作業員は雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。申立人は季節作業員だったので厚生年金保険には加入させていない。厚生年金保険料は控除していないので、提出した平成20年分源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額の2万2,175円は雇用保険料だと思う。」と回答している上、当該事業所から提出された19年分及び20年分源泉徴収票を見ると、19年分源泉徴収票には社会保険料等の金額の記載は無く、20年分源泉徴収票に記載されている同金額2万2,175円は、19年分及び20年分源泉徴収票に記載されている給料賞与の合計額及び当時の雇用保険料率から試算した雇用保険料額とほぼ一致している。

また、申立人は当時の上司及び同僚の名前を記憶しておらず、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録から、申立人は、当該期間について国民年金に加入し、国民年金保険料の申請免除期間と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑩までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月から 62 年 11 月まで  
② 平成 6 年 4 月から同年 11 月まで  
③ 平成 9 年 10 月から 11 年 12 月まで

ねんきん定期便に記されている標準報酬月額が、自分の記憶している金額と相違している。申立期間①については、A社（現在は、B社）でC業務、D業務の開設、E業務等をしており、基本給、交通費及び成績手当を加えると昭和 61 年 10 月から 62 年 7 月までは 18 万円、同年 8 月から同年 11 月までは 21 万円受け取っていた。申立期間②については、F社（現在は、G社）でH商品、I商品のJ業務をしており、月給 28 万円だった。申立期間③については、K社（現在は、L社）でM業務をしており、N県内に 300 名在籍していた社員の中で、O社員は 5 人から 8 人くらいおり、私はP社員に属し 15 人から 20 人くらいの中の一人であったことを覚えている。成績査定は、2月締め切りで、その年の4月から昇給する規定であった。平成 9 年 10 月から 10 年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 11 年 6 月までは 32 万円、同年 7 月から同年 12 月までは 24 万円であった。

申立期間①、②及び③について、実際の給与額より低い標準報酬月額となっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた昭和 61 年 10 月から 62 年 7 月までの期間は 18 万円、同年 8 月から同年 11 月までの期間は

21万円の報酬月額を受け取っていたと主張している。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料控除等に関する人事、賃金関係書類は廃棄済みである。当時の事務担当者を確認したところ、社会保険の手続に関しては適正に処理していたとの回答を得ている。」と回答している。

また、前記の事務担当者は、「毎月の給与に含まれる手当は、残業手当、住宅手当、扶養手当であった。成績手当は含まれていなかった。同手当は6か月の状況を見て査定し、賞与として支払っていた。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に在籍していた元従業員22人に照会し、回答を得られた11人のうち、8人は、「私自身の標準報酬月額に相違は無い。」とし、3人は、「分からない。」と回答しており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、雇用保険被保険者情報により、離職時賃金日額が、5,913円と記載されていることから、平均給与月額は17万7,390円と推認されるところ、この平均給与月額に見合う標準報酬月額（18万円）は、昭和62年8月1日のオンライン記録の標準報酬月額（18万円）と一致している。

なお、オンライン記録により、申立人は昭和62年11月5日から傷病手当金を受給しているところ、当該受給額は、オンライン記録の標準報酬月額である18万円に相当する受給額であることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、F社に勤務していた標準報酬月額を28万円に訂正してほしい旨申し立てている。

しかしながら、申立人に係るQ健康保険組合及びR年金連合会の加入記録を確認したところ、いずれの標準報酬月額もオンライン記録と一致している。

また、G社は、「関係書類は既に保存期間を経過しているため提供できない。」と回答していることから、申立期間②における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、F社に係るオンライン記録により、申立期間②に在籍していた元従業員38人に照会し、回答を得られた9人のうち、5人は、「私自身の標準報酬月額に相違は無い。」とし、4人は、「分からない。」と回答しており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、雇用保険被保険者情報により、離職時賃金日額が、8,194円と記載されていることから、平均給与月額は24万5,820円と推認されるところ、この平均給与月額に見合う標準報酬月額（24万円）は、申立期間②の標準報酬月額（24万円）と一致している。

なお、当該事業所の給与支払方法は、月末締め翌月 15 日支払であり、平成 6 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、最初の給与は同年 2 月から支払われることになることから、申立人の主張する同年 4 月に標準報酬月額の変更を行う要件には該当しない。

申立期間③について、申立人は、K社に勤務していた平成 9 年 10 月から 10 年 9 月までの期間の標準報酬月額を 28 万円に、同年 10 月から 11 年 6 月までの期間の標準報酬月額を 32 万円に、同年 7 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正してほしい旨申し立てている。

しかしながら、申立人に係る加入記録について、S 健康保険組合に照会したところ、同組合で管理している標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、L社は、「関係資料については保存期限を過ぎているため、既に廃棄済みである。」と回答しており、申立期間③における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、K社に係るオンライン記録により、申立期間に在籍していた元従業員 31 人に照会し、回答を得られた 11 人のうち 6 人は、「私自身の標準報酬月額に相違は無い。」とし、5 人は、「分からない。」と回答しており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、雇用保険被保険者情報により、離職時賃金日額が、3,334 円と記載されていることから、平均給与月額が 10 万 20 円と推認されることから、この平均給与月額に見合う標準報酬月額（9 万 8,000 円）は、オンライン記録の標準報酬月額より低額である。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月頃から 62 年 3 月頃まで

私は、申立期間にA社に勤めており、B業務やC業務等の仕事に従事していたが、年金事務所の回答によると、当該期間における厚生年金保険の加入記録が確認できないとされた。このような取扱いには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月 28 日から同年 10 月 10 日までの期間、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の人事、給与及び社会保険関係の書類については、既に廃棄済みであるため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。」と回答している上、申立期間当時から勤務している事務担当者は、「当時、厚生年金保険の事務手続については、亡くなった先代の事業主が一人で担当していたので、他の者は当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間において被保険者記録の確認できる元同僚のうち連絡先が確認できた 10 人に照会し、回答が得られた 4 人は、いずれも「申立人に係る厚生年金保険料の控除については分からない。」としており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間にD病院（現在は、E病院）に数回入院しF保険証を使用したと主張しているところ、同病院は、「申立期間当時の診

療記録については、保管期限を経過したため廃棄した。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

その上、申立人は、申立期間の一部において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月頃から44年3月頃まで

私は亡き夫から、A社B支店に勤務していたことを聞いていたところ、夫のアルバムから同社同支店の車に乗っている写真が出てきた。夫は確かに同社同支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「私は亡き夫から、A社B支店に勤務していたことを聞いていたところ、夫のアルバムから同社同支店の車に乗っている写真が出てきたので、夫は確かに同社同支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。」と申し立てている。

しかしながら、C県内のA社を統括している同社D支店は、「同社B支店の職員カードには、申立人の名前が無いので不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

また、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に勤務していた元従業員22人に照会したところ、20人は、「申立人は知らない。厚生年金保険の加入についても分からない。」と供述し、他の二人は、「申立人は、申立期間において、同社同支店内のE店でF業務者として勤務していたが、同社の職員かどうかは分からない。厚生年金保険の加入についても分からない。」と供述している。この供述

について、同社D支店は、「同社に勤務していた元従業員によると、同社B支店の敷地内にテナントとしてE店が入店していたと証言しており、申立人がテナントのE店でF業務者として働いていたとすれば、同社の従業員ではない。」と回答していることから、申立人は同社同支店の敷地内にあったテナントのE店でF業務者として勤務していたことがうかがわれる。

さらに、申立人のA社B支店における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和36年4月から61年3月までの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。